千葉県（その他）選挙管理委員会
-2.5.29
千選管第　号

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

収支報告書（令和 元 年分）

（ふりがな）（じゆうみんしゅとうちばけんだいよんせんきょくしぶ）

1 政治団体の名称　自由民主党千葉県第四選挙区支部

2 主たる事務所の所在地　千葉県船橋市湊町1-2-21　ｹｲｼﾞｲﾋﾞﾙ201号室

3 代表者の氏名　木村　哲也

4 会計責任者の氏名　田草川　勇

問合せ先

（担当者）田草川　勇

（電話）047-433-3088

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　木村　哲也
・公職の種類　衆議院小選挙区選出議員
（該当する方に○→）　（現職）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→）（現職・候補者）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

注意
（1）この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2）記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3）提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
1 8 6 0 6 0			29,327,966

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）	0	1	0		82,	401,	866
①（前年からの繰越額）	0	2	0		37,	377,	734
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	0	3	0		45,	024,	132
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		53,	073,	900
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0		29,	327,	966

２．収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0			1,	629, 000
員数	0	7	0				1,004人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0			894,	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0					
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0		11,	605,	000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	1	2	0		12,	499,	000	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0					内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0					内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0		12,	499,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－１）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）

			事業の種類	金額（十億 百万 千 円）	備考
			自由民主党千葉県第四選挙区支部総決起大会　会費	2,325,000	
8	0	0	この頁の小計	2,325,000	
9	0	0	合計 C	2,325,000	

→ この欄には何も記入しないこと。（以下同じ）

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「○○紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「○○会会費」、その他の事業にあっては「その他催物事業」と記載すること。
(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

（その３－２）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）

			政治資金パーティーの名称	金額	開催年月日	開催場所（所在地及び施設名）	備考
			木村てつや君を励ます会	十億 百万 千 円 13,640,000	R1.11.29	千葉県船橋市本町7-11-1　船橋グランドホテル	
8	0	0	この頁の小計	13,640,000			
9	0	0	合計 D	13,640,000			

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）については、本表のほか表(その10)も提出すること。
(2)20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。
また、あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。
(3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			自由民主党本部	2,000,000	H31.4.26	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部	3,000,000	R1.5.20	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部	2,000,000	R1.7.31	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部	2,000,000	R1.10.31	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部	2,000,000	R1.12.9	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部	2,000,000	R1.12.25	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部	500,000	R1.5.28	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部	200,000	R1.12.9	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	500,000	R1.6.18	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館506号室	
			自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	131,000	R1.6.29	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館506号室	
			自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	131,000	R1.6.18	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館1213号室	
			自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	262,000	R1.6.29	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館1213号室	
			自由民主党広島県第三選挙区支部	200,000	R1.8.1	広島県広島市安佐南区安東2-1-22	
8	0	0	この頁の小計	14,924,000			
9	0	0	合計 F	14,924,000			

（その６）

（６）その他の収入

	摘要	金額	収入年月日	備考
800	この頁の小計			
810	１件10万円未満のもの	7,132		
900	合計 G	7,132		

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件１０万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）							寄　附　者　の　区　分	個　　人		
			寄附者の氏名	金　　額			年月日	住　　所	職　業	備　考
				十億	百万	千　円				
			徳田　孝一			240,000		千葉県船橋市丸山4-52-10	会社役員	
						20,000	H31.1.8			
						20,000	H31.2.6			
						20,000	H31.3.6			
						20,000	H31.4.8			
						20,000	R1.5.8			
						20,000	R1.6.6			
						20,000	R1.7.8			
						20,000	R1.8.6			
						20,000	R1.9.6			
						20,000	R1.10.8			
						20,000	R1.11.6			
						20,000	R1.12.6			
			矢部智之			50,000	R1.11.28	千葉県船橋市市場3-12-34	司法書士	
			矢部ひとみ			50,000	R1.11.28	千葉県船橋市市場3-12-34	司法書士	
8	0	0	この頁の小計			340,000				
8	1	0	その他の寄附			0				
9	0	0	合　　計			0				

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に　特　と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）						寄　附　者　の　区　分	個　　人	
			寄附者の氏名	金　　額	年月日	住　　所	職　業	備　考
				十億 百万 千 円				
			鈴木利一	200,000		千葉県船橋市夏見3-16-2	会社役員	
				100,000	R1.6.18			
				100,000	R1.8.19			
			星野　仁	8,000		千葉県船橋市旭町2-5-1	会社役員	
				2,000	H31.1.23			
				2,000	H31.2.26			
				2,000	H31.3.22			
				2,000	R1.5.10			
			金子一郎	30,000		千葉県船橋市海神2-18-3	会社役員	
				10,000	H31.2.3			
				20,000	R1.6.28			
			國生肇	10,000	H31.2.1	東京都千代田区岩本町2-4-5-1302	弁護士	
			足立純子	200,000	R1.11.29	千葉県船橋市旭町3-16-14	会社役員	
			松本勇治	96,000	R1.12.25	千葉県船橋市上山町2-290	会社役員	
8	0	0	この頁の小計	544,000				
8	1	0	その他の寄附	10,000	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合　　計	894,000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に　特　と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）						寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			木村建設工業㈱	2,400,000		千葉県船橋市西船4-14-12	木村　本治	
				100,000	H31.1.21			
				100,000	H31.2.20			
				100,000	H31.3.20			
				100,000	H31.4.22			
				100,000	R1.5.20			
				200,000	R1.6.20			
				200,000	R1.7.22			
				200,000	R1.8.20			
				200,000	R1.9.20			
				200,000	R1.10.21			
				200,000	R1.11.20			
				500,000	R1.11.29			
				200,000	R1.12.20			
		(株)	タケミ企画	60,000	H31.3.20	千葉県市川市二俣678-17	竹之内弘美	
8	0	0	この頁の小計	2,460,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→	※ 下記注意（2）参照。		
9	0	0	合計	0	→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体**　**（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）						**寄　附　者　の　区　分**	**法人その他の団体**	
			団　体　の　名　称	金　額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			木盛会	1,900,000		千葉県船橋市西船4-14-12	糠信　雄司	
				100,000	H31.1.21			
				100,000	H31.2.20			
				100,000	H31.3.20			
				100,000	H31.4.22			
				100,000	R1.5.20			
				200,000	R1.6.20			
				200,000	R1.7.22			
				200,000	R1.8.20			
				200,000	R1.9.20			
				200,000	R1.10.21			
				200,000	R1.11.20			
				200,000	R1.12.20			
			㈱相川スリーエフ	60,000		千葉県船橋市湊町3-7-8	相川　一臣	
				60,000	H31.1.21			
8	0	0	この頁の小計	1,960,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体**　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）						寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱相川スリーエフ	455,000		千葉県船橋市湊町3-7-8	相川　一臣	
				60,000	H31.2.20			
				60,000	H31.3.20			
				60,000	H31.4.22			
				5,000	R1.5.20			
				30,000	R1.6.20			
				60,000	R1.7.22			
				60,000	R1.8.20			
				30,000	R1.9.20			
				50,000	R1.10.21			
				10,000	R1.11.20			
				30,000	R1.12.20			
			安達鉄工㈱	30,000		千葉県柏市大島田137	安達　俊治	
				10,000	H31.1.21			
				20,000	H31.2.20			
8	0	0	この頁の小計	485,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）						寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額（十億　百万　千　円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			安達鉄工㈱	210,000		千葉県柏市大島田137	安達　俊治	
				60,000	H31.3.20			
				60,000	H31.4.22			
				60,000	R1.5.20			
				30,000	R1.6.20			
			いすみ硝子建材㈱	53,000		千葉県いすみ市大原1040	滝口　達也	
				5,000	H31.2.20			
				3,000	H31.4.22			
				20,000	R1.6.20			
				20,000	R1.7.22			
				5,000	R1.8.20			
			岩崎電気工事㈱千葉支店	82,000		千葉県船橋市薬園台4-25-14	山下　倫彦	
				60,000	H31.1.20			
				20,000	H31.3.20			
				2,000	H31.4.22			
8	0	0	この頁の小計	345,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→	※　下記注意（2）参照。		
9	0	0	合　計	0	→	※　数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）						寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			岩崎電気工事㈱千葉支店	300,000		千葉県船橋市薬園台4-25-14	山下　倫彦	
				60,000	R1.5.20			
				60,000	R1.8.20			
				60,000	R1.9.20			
				60,000	R1.10.21			
				60,000	R1.12.20			
			㈱栄広	165,000		千葉県習志野市東習志野5-7-11	村上　隆英	
				5,000	H31.1.21			
				20,000	H31.4.22			
				30,000	R1.6.20			
				50,000	R1.7.22			
				50,000	R1.9.20			
				5,000	R1.10.21			
				5,000	R1.11.20			
			㈱平成建設工業	60,000	H31.2.20	千葉県船橋市滝台2-6-13	近藤　勇	
8	0	0	この頁の小計	525,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）						寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額（十億　百万　千　円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			永代リースシステム㈱	100,000		東京都江戸川区中央4-17-11	大日向　かおる	
				40,000	H31.3.20			
				60,000	R1.12.20			
			江戸川木材工業㈱	155,000		東京都江東区新木場1-3-16	市川　大介	
				50,000	H31.1.21			
				30,000	H31.2.20			
				5,000	H31.3.20			
				50,000	R1.8.20			
				20,000	R1.12.20			
			㈱小黒組	120,000		東京都江東区亀戸2-17-15	千代田　則雄	
				40,000	H31.3.20			
				15,000	H31.4.22			
				50,000	R1.5.20			
				10,000	R1.7.22			
				5,000	R1.11.20			
8	0	0	この頁の小計	375,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）						寄　附　者　の　区　分	法人その他の団体	
			団　体　の　名　称	金　額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈱川村左官工業	310,000		千葉県柏市塚崎1019-14	川村　貢	
				30,000	H31.1.21			
				30,000	H31.2.20			
				20,000	H31.3.20			
				10,000	H31.4.22			
				20,000	R1.5.20			
				30,000	R1.6.20			
				30,000	R1.7.22			
				30,000	R1.8.20			
				20,000	R1.9.20			
				30,000	R1.10.21			
				30,000	R1.11.20			
				30,000	R1.12.20			
			㈲建国兄父建具	30,000		千葉県四街道市さちが丘1-22-14	兄父　能伸	
				30,000	H31.1.21			
8	0	0	この頁の小計	340,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1) **本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

(2) 年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体**　**（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）						**寄　附　者　の　区　分**	**法人その他の団体**	
			団　体　の　名　称	金　額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈲建国兄父建具	135,000		千葉県四街道市さちが丘1-22-14	兄父　能伸	
				3,000	H31.3.20			
				2,000	H31.4.22			
				80,000	R1.10.21			
				50,000	R1.12.20			
			技研興業㈱	80,000		東京都杉並区阿佐谷南3-7-2	関　一郎	
				50,000	R1.9.20			
				30,000	R1.10.21			
			㈲剱持建設	60,000		千葉県船橋市西船3-7-6-808	剱持　浩二	
				10,000	H31.2.20			
				10,000	H31.4.22			
				30,000	R1.9.20			
				10,000	R1.12.20			
			㈱サンレー	60,000		千葉県流山市南流山1-3-2	阿部　善信	
				60,000	H31.1.21			
8	0	0	この頁の小計	335,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→	※ 下記注意(2)参照。		
9	0	0	合　計	0	→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体**　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）					寄附者の区分	法人その他の団体		
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱サンレー	420,000		千葉県流山市南流山1-3-2	阿部　善信	
				20,000	H31.2.20			
				60,000	R1.5.20			
				60,000	R1.6.20			
				80,000	R1.7.22			
				50,000	R1.8.20			
				50,000	R1.9.20			
				100,000	R1.10.21			
			㈱進栄	48,000		千葉県千葉市若葉区桜木2-6-2	浅野　茂春	
				5,000	H31.1.21			
				20,000	H31.2.20			
				5,000	H31.3.20			
				3,000	H31.4.22			
				5,000	R1.5.20			
				10,000	R1.6.20			
8	0	0	この頁の小計	468,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）						寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱進栄	200,000		千葉県千葉市若葉区桜木2-6-2	浅野　茂春	
				10,000	R1.7.22			
				60,000	R1.8.20			
				50,000	R1.9.20			
				30,000	R1.10.21			
				50,000	R1.11.20			
			㈱ジャスティス	78,000		千葉県四街道市大日2236-9	松﨑　領	
				5,000	H31.3.20			
				5,000	H31.4.22			
				20,000	R1.5.20			
				20,000	R1.6.20			
				3,000	R1.7.22			
				20,000	R1.8.20			
				5,000	R1.11.20			
			㈱誠建	30,000	R1.5.20	東京都江戸川区篠崎町2-51-21	鳥羽　誠一郎	
8	0	0	この頁の小計	308,000				
8	1	0	その他の寄附	0				
9	0	0	合計	0				

→ ※　下記注意（2）参照。

→ ※　数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）						寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈱誠建	112,000		東京都江戸川区篠崎町2-51-21	鳥羽　誠一郎	
				60,000	R1.6.20			
				50,000	R1.7.22			
				2,000	R1.8.20			
			㈱壮陽電設	170,000		千葉県船橋市西船1-1-17	秋山　壮	
				60,000	H31.2.20			
				60,000	H31.4.22			
				30,000	R1.8.20			
				20,000	R1.12.20			
			㈲創装	63,000		千葉県柏市大島田625-27	遠藤　端基	
				30,000	H31.1.21			
				20,000	H31.2.20			
				3,000	H31.4.22			
				5,000	R1.5.20			
				5,000	R1.6.20			
8	0	0	この頁の小計	345,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体**　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）						寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			㈲創装	130,000		千葉県柏市大島田625-27	遠藤　端基	
				10,000	R1.7.22			
				50,000	R1.8.20			
				30,000	R1.9.20			
				40,000	R1.10.21			
			㈱田中工務店	180,000		千葉県船橋市前原東3-9-12	田中　正宏	
				60,000	R1.5.20			
				60,000	R1.6.20			
				60,000	R1.7.22			
			泰明工業㈱	250,000		千葉県千葉市中央区星久喜町886-1	秋山　俊美	
				60,000	H31.1.21			
				60,000	H31.2.20			
				20,000	H31.3.20			
				60,000	H31.4.22			
				50,000	R1.9.20			
8	0	0	この頁の小計	560,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体**　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）						寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			泰明工業㈱	80,000		千葉県千葉市中央区星久喜町886-1	秋山　俊美	
				20,000	R1.10.21			
				60,000	R1.12.20			
			㈲大謙興業	200,000		千葉県柏市根戸480-19	大塚　友信	
				10,000	H31.1.21			
				5,000	H31.4.22			
				10,000	R1.7.22			
				10,000	R1.9.20			
				100,000	R1.10.21			
				5,000	R1.11.20			
				60,000	R1.12.20			
			東武工業㈱	65,000		千葉県船橋市東船橋5-21-14	鶴岡　宣彦	
				5,000	R1.5.20			
				50,000	R1.11.20			
				10,000	R1.12.20			
8	0	0	この頁の小計	345,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）						**寄　附　者　の　区　分**	**法人その他の団体**	
			団　体　の　名　称	金　額（十億　百万　千　円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈱藤吉	217,000		東京都葛飾区奥戸4-14-11	藤田　吉昭	
				60,000	H31.1.21			
				5,000	H31.3.20			
				2,000	H31.4.22			
				50,000	R1.5.20			
				30,000	R1.6.20			
				20,000	R1.8.20			
				50,000	R1.9.20			
			㈲西川塗装店	132,000		千葉県千葉市若葉区愛生町26-3	西川　昇	
				10,000	H31.1.21			
				30,000	H31.2.20			
				20,000	R1.5.20			
				60,000	R1.6.20			
				10,000	R1.7.22			
				2,000	R1.8.20			
8	0	0	この頁の小計	349,000				
8	1	0	その他の寄附	0		→ ※ 下記注意(2)参照。		
9	0	0	合　計	0		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）						**寄　附　者　の　区　分**	**法人その他の団体**	
			団　体　の　名　称	金　額（十億　百万　千　円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈱日東	65,000		千葉県千葉市緑区古市場町474-290	阿久津　範夫	
				30,000	R1.7.22			
				30,000	R1.9.20			
				5,000	R1.10.21			
			糠信瀝青㈱	330,000		千葉県船橋市藤原6-27-3	糠信　雄司	
				60,000	H31.1.21			
				30,000	H31.2.20			
				60,000	R1.5.20			
				50,000	R1.8.20			
				40,000	R1.9.20			
				60,000	R1.10.21			
				30,000	R1.11.20			
			㈱野間工務店	70,000		千葉県八千代市八千代台北1-10-7NKビル1F	野間　薫	
				20,000	R1.8.20			
				50,000	R1.10.21			
8	0	0	この頁の小計	465,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意(2)参照。			
9	0	0	合　計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

(2)年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体**　**（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）**

政党（支部）用

（7）寄　附　の　内　訳　（法人その他の団体）						**寄　附　者　の　区　分**	**法人その他の団体**	
			団　体　の　名　称	金　額（十億　百万　千　円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備　考
			㈱野間工務店	120,000		千葉県八千代市八千代台北1-10-7NKビル1F	野間　薫	
				60,000	R1.11.20			
				60,000	R1.12.20			
			㈱水上工務店	170,000		埼玉県朝霞市東弁財2-12-2	水上　政宏	
				40,000	H31.4.22			
				20,000	R1.5.20			
				30,000	R1.6.20			
				10,000	R1.10.21			
				50,000	R1.11.20			
				20,000	R1.12.20			
			宮原建工㈱	140,000		千葉県船橋市南本町1-12	宮原　茂	
				60,000	H31.1.21			
				20,000	H31.2.20			
				50,000	H31.3.20			
				10,000	R1.6.20			
8	0	0	この頁の小計	430,000				
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意（2）参照。			
9	0	0	合　計	0	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体**　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳（法人その他の団体）						寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			宮原建工㈱	135,000		千葉県船橋市南本町1-12	宮原　茂	
				5,000	R1.7.22			
				50,000	R1.8.20			
				30,000	R1.9.20			
				30,000	R1.10.21			
				20,000	R1.11.20			
			光孝建設㈱	140,000		千葉県千葉市花見川区畑2881	坂本　孝之	
				10,000	H31.1.21			
				30,000	H31.2.20			
				60,000	H31.3.20			
				10,000	H31.4.22			
				5,000	R1.5.20			
				10,000	R1.6.20			
				10,000	R1.7.22			
				5,000	R1.8.20			
8	0	0	この頁の小計	275,000				
8	1	0	その他の寄附	0				
9	0	0	合計	0				

→ ※　下記注意（2）参照。

→ ※　数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

（その７－２）　**法人その他の団体**　（政治団体からの寄附は、次ページの表（その7-3）へ記載すること。）

政党（支部）用

（7）寄附の内訳　（法人その他の団体）						寄附者の区分	法人その他の団体	
			団体の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			光孝建設㈱	90,000		千葉県千葉市花見川区畑2881	坂本　孝之	
				10,000	R1.9.20			
				30,000	R1.10.21			
				30,000	R1.11.20			
				20,000	R1.12.20			
			村上工業㈱	60,000	R1.12.20	東京都国立市西2-20-6　ﾌｫﾚｽﾄ国立B1F	村上　隆秀	
			㈱タカネザワナイソウ工業	110,000	H30.6.20	千葉県柏市十余二287-663	高根沢　純一	
				50,000	R1.7.20			
				60,000	R1.9.20			
			㈱ヤマト 千葉支店	60,000	R1.12.20	千葉県千葉市中央区末広4-8-4	町田　豊	
			㈱ニチプレ	60,000	H31.4.22	東京都港区三田1-4-28　三田国際ビル3階311区-A	大野　一郎	
			㈱アローマネジメント	200,000	R1.7.10	千葉県船橋市本町1-32-15	矢渡　清英	
			㈱菊鷹産業	100,000	R1.6.22	千葉県船橋市宮本8-41-4	菊池　顕慎	
8	0	0	この頁の小計	680,000				
8	1	0	その他の寄附	555,000		→ ※ 下記注意（2）参照。		
9	0	0	合計	11,605,000		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意（1）**本表は、政党（の支部）が使用するものである。**

（2）年間５万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

（3）寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳

			特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額	対価の支払をした者の数	開催年月日	開催場所	備考
			木村てつや君を励ます会	十億 百万 千 円 13,640,000	585人	R1.11.29	千葉県船橋市本町7-11-1 船橋グランドホテル	
8	0	0	この頁の小計	13,640,000				
9	0	0	合計	13,640,000				

注意(1)この用紙には、収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）について記載するものであること。
(2)報告書に記載すべき年の前年以前において収受されたものがある場合には、これらのパーティーに係る「備考」欄に、収入の金額及び対価の支払いをした者の数を記載すること。
(3)他の政治団体と共同で開催した場合には、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

（その13-1）

3．支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表

項目				金額 十億	百万	千	円	備考
1 経常経費								
(1) 人件費	0	1	0		19	914	464	
(2) 光熱水費	0	2	0			285	621	
(3) 備品・消耗品費	0	3	0		4	617	281	
(4) 事務所費	0	4	0		7	687	015	
小計 ((1)～(4))	8	0	0		32	504	381	
2 政治活動費				十億	百万	千	円	
(1) 組織活動費	0	5	0		10	080	773	
(2) 選挙関係費	0	6	0			122	388	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0		9	590	358	
（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0					
（内訳）イ 宣伝事業費	0	9	0		7	151	186	
（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0		2	439	172	
（内訳）エ その他の事業費	1	1	0					
(4) 調査研究費	1	2	0				0	
(5) 寄附・交付金	1	3	0			776	000	776,000
(6) その他の経費	1	4	0					
小計 ((1)～(6))	8	0	1		20	569	519	うち本部・支部間の交付金合計 776,000 円
合計	9	0	0		53	073	900	

※(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること

←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15-1）及び（その15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書（その14）	政治活動費内訳書（その15-1）	政治活動費内訳書（その15-2）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出（「コピー機により複写した領収書の写し」が必要）	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出（「コピー機により複写した領収書の写し」が必要）	不要 ※資金管理団体は必要		

（その14-1）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	光熱水費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
水道光熱費	29,030	H31.1.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費	24,479	H31.2.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費	37,036	H31.3.29	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費	20,892	H31.4.26	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費	20,796	R1.5.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費	18,840	R1.6.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費	23,432	R1.7.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費	21,576	R1.8.30	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費	25,580	R1.9.30	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費	24,516	R1.10.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費	20,260	R1.11.29	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費	19,184	R1.12.25	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費					
この頁の小計	285,621				
その他の支出	0				
合計	285,621				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ガソリンカード			126,	820	H31.1.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			92,	988	H31.1.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
消耗品費			38,	841	H31.1.28	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
ガソリンカード			144,	228	H31.2.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			92,	988	H31.2.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
消耗品費			15,	220	H31.2.27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
ガソリンカード			160,	322	H31.3.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			92,	988	H31.3.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
消耗品費			14,	489	H31.3.27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
ガソリンカード			116,	900	H31.4.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			92,	988	H31.4.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
社用車消耗品代			39,	786	H31.4.7	イエローハット西船橋店	船橋市山野町2-1	
社用端末購入代			45,	840	H31.4.27	ソフトバンク津田沼パルコ店	船橋市前原西2-19-1	
この頁の小計			1,	074, 398				
その他の支出				0				
合計				0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ガソリンカード			147,744	R1.5.7	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			92,988	R1.5.7	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
消耗品費			58,793	R1.5.7	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
お茶代			24,840	R1.5.20	ネスレネスプレッソ株式会社	東京都品川区東五反田2-10-2東五反田スクエア	
消耗品費			40,700	R1.5.27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
ガソリンカード			143,698	R1.6.3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			92,988	R1.6.3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
消耗品費			83,207	R1.6.27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
ガソリンカード			255,902	R1.7.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費			92,988	R1.7.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
宅急便運賃			11,212	R1.7.3	ヤマト運輸㈱ 船橋南支店	船橋市浜町3-3-2	
消耗品費			28,784	R1.7.29	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
リース車輌費			92,988	R1.8.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
この頁の小計		1	166,832				
その他の支出			0				
合計			0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考	
ガソリンカード	145,812	R1.8.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
タイヤ代	147,488	R1.8.21	イエローハット西船橋店	船橋市山野町2—1		
ワッポン代	18,080	R1.8.30	一栄㈱	名古屋市西区あし原町245		
リース車両費	92,988	R1.9.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
ガソリン代	184,521	R1.9.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
ゴミ処理代 8月分	16,416	R1.9.30	㈱京葉総業	船橋市高根町2712-1		
ガソリン代	107,067	R1.10.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
リース車両費	94,710	R1.10.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
消耗品費	13,685	R1.10.28	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1		
リース車両費	94,710	R1.11.5	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
ガソリン代	100,776	R1.11.5	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1		
消耗品費	25,869	R1.11.27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1		
車検代	59,870	R1.11.29	(有)峯川モータース	船橋市海神町南１丁目１４４０-１		
この頁の小計	1,101,992					
その他の支出	0					
合計	0					

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ガソリン代	133,830	R1.12.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
リース車両費	94,710	R1.12.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
蛍光管代	24,750	R1.12.25	（有）壮陽電設	船橋市西船1-1-17	
12月分ごみ袋代	12,540	R1.12.25	㈱京葉総業	船橋市高根町2712-1	
12月分消耗品費	28,072	R1.12.25	株式会社清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町４丁目３−１８ 東京建物室町ビル 7F	
社用車費	22,677	H31.2.8	イエローハット西船橋店	船橋市山野町2-1	
PCモニター代	11,682	R1.7.3	Amazon Japan	東京都目黒区下目黒1-8-1	
カメラレンズ代	34,572	R1.7.11	ビックカメラ有楽町店	千代田区有楽町１−１１−１	
タイヤ交換代	117,317	R1.12.16	イエローハット西船橋店	船橋市山野町2-1	
この頁の小計	480,150				
その他の支出	793,909				
合計	4,617,281				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が**１万円超の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が**５万円以上の支出**について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料金	35,441	H31.1.4	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
携帯通話料	20,991	H31.1.4	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金	20,736	H31.1.4	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
電話料金	21,873	H31.1.31	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
携帯通話料	23,102	H31.1.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
管理費（2月分）	44,064	H31.1.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
システムメンテナンス作業費	46,280	H31.1.31	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
1月分顧問料	19,558	H31.1.31	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
賠償責任保険	25,900	H31.1.31	東京海上日動火災保険㈱	千代田区丸の内一丁目2番1号	
事務所費	21,600	H31.1.30	株式会社ハリマビステム	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1　横浜ランドマークタワー16F	
家賃	165,240	H31.1.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
コピー機リース料金	20,736	H31.1.31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
高架下駐車場	13,000	H31.1.31	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
この頁の小計	478,521				
その他の支出	0				
合計	0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
堀江駐車場2月分	47,000	H31.1.31	（有）湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場	13,000	H31.1.31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
大塚駐車場2月分	12,000	H31.1.31	㈱湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
2，3月分駐車場代	17,280	H31.2.1	スターツピタットハウス㈱北習志野店	船橋市習志野台2-4-5	
郵便	10,752	H31.2.19	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
保険料	87,560	H31.2.26	楽天損害保険株式会社	千代田区神田美土代町7番地住友不動産神田ビル	
電話料金	31,715	H31.2.28	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
携帯通話料	20,223	H31.2.28	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
管理費（3月分）	44,064	H31.2.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
2月分顧問料	19,558	H31.2.28	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
コピー機リース料金	20,736	H31.2.28	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易センタービル	
高架下駐車場	13,000	H31.2.28	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
堀江駐車場3月分	47,000	H31.2.28	（有）湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
この頁の小計	383,888				
その他の支出	0				
合計	0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分：事務所費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
西船橋駐車場	13,000	H31.2.28	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
家賃	165,240	H31.2.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
大塚駐車場3月分	12,000	H31.2.28	㈱湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
切手代	23,800	H31.3.7	船橋東郵便局	船橋市習志野台2−50−12	
郵送料	22,540	H31.3.7	船橋東郵便局	船橋市習志野台2−50−12	
システムメンテナンス作業費	66,340	H31.3.7	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
切手代	12,300	H31.3.26	船橋前原団地内郵便局	船橋市前原西6-1-22	
システムメンテナンス作業費	44,740	H31.3.28	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
高架下駐車場	13,000	H31.3.28	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
堀江駐車場4月分	47,000	H31.3.28	(有)湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場	13,000	H31.3.28	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場契約更新料	12,960	H31.3.28	(有)湊栄ハウス	船橋市宮本２丁目１４－１７	
管理費（4月分）	44,064	H31.3.29	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
この頁の小計	489,984				
その他の支出	0				
合計	0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
3月分顧問料	19,558	H31.3.29	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
家賃	165,240	H31.3.29	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
電話料金	34,996	H31.4.1	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
携帯通話料	17,516	H31.4.1	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金	20,736	H31.4.1	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
管理費（5月分）	44,064	H31.4.26	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
4月分顧問料	19,558	H31.4.26	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
システムメンテナンス作業費	46,280	H31.4.26	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
高架下駐車場	13,000	H31.4.26	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
堀江駐車場5月分	47,000	H31.4.26	（有）湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場	13,000	H31.4.26	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
家賃	165,240	H31.4.26	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
電話料金	22,621	R1.5.7	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
この頁の小計	628,809				
その他の支出	0				
合計	0				

※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
携帯通話料	18,603	R1.5.7	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金	20,736	R1.5.7	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
発送料	49,446	R1.5.23	船橋習志野台五郵便局	船橋市習志野台5-20-8	
PHS代	36,334	R1.5.27	セディナ(ワイモバイル)	東京都江東区新砂1-8-2　東水エビル７Ｆ	
コピー機カウンター料金	14,419	R1.5.27	㈱グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5　6階	
電話料金	21,864	R1.5.31	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
携帯通話料	17,804	R1.5.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
管理費（6月分）	44,064	R1.5.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
5月分顧問料	19,558	R1.5.31	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
システムメンテナンス作業費	46,280	R1.5.31	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
電話番号追加工事費	73,440	R1.5.31	㈱ジャパンオプト	佐倉市井野1436-1-302	
監査報酬	108,000	R1.5.31	税理士法人松井会計	船橋市葛飾町2-341-3	
コピー機リース料金	20,736	R1.5.31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
この頁の小計	491,284				
その他の支出	0				
合計	0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
高架下駐車場	13,000	R1.5.31	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
堀江駐車場6月分	47,000	R1.5.31	（有）湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場	13,000	R1.5.31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
家賃	165,240	R1.5.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
6月分顧問料	19,558	R1.6.28	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神町3-119	
管理費（7月分）	44,064	R1.6.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
システムメンテナンス作業費	46,280	R1.6.28	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
西船橋駐車場	13,000	R1.6.28	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
高架下駐車場	13,000	R1.6.28	㈲船橋高架下管理協会	船橋市湊町1-22	
堀江駐車場7月分	47,000	R1.6.28	（有）湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
家賃	165,240	R1.6.28	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
携帯通話料	18,244	R1.7.1	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
電話料金	25,521	R1.7.1	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
この頁の小計	630,147				
その他の支出	0				
合計	0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー機リース料金	20,736	R1.7.1	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
コピー機カウンター料金	28,088	R1.7.29	㈱グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5 6階	
携帯通話料	19,083	R1.7.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
電話料金	19,503	R1.7.31	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
管理費（8月分）	44,064	R1.7.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
7月分顧問料	19,558	R1.7.31	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市海神長3-119	
システムメンテナンス作業費	79,420	R1.7.31	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
家賃	165,240	R1.7.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
堀江駐車場8月分	47,000	R1.7.31	（有）湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場	13,000	R1.7.31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
コピー機リース料金	20,736	R1.7.31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
コピー機カウンター料金	19,873	R1.8.27	㈱グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5 6階	
仲介手数料	20,000	R1.8.29	アービック	市川市市川1-23-9	
この頁の小計	516,301				
その他の支出	0				
合計	0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
敷金	20,000	R1.8.29	アービック	市川市市川1-23-9	
9月分駐車場代	20,000	R1.8.29	アービック	市川市市川1-23-9	
郵便	21,452	R1.8.30	船橋郵便局	船橋市南本町７－１７	
システムメンテナンス作業費	66,340	R1.8.30	ファストワークス㈱	千葉市中央区市場2-13	
管理費（9月分）	44,064	R1.8.30	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
ホームページ維持管理費	32,400	R1.8.30	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
家賃	165,240	R1.8.30	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
駐車場代	13,000	R1.8.30	サンクレスト駐車場	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場9月分	47,000	R1.8.30	（有）湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
電話料金	24,579	R1.9.2	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
携帯通話料	22,918	R1.9.2	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金	20,736	R1.9.2	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易センタービル	
郵便	15,600	R1.9.4	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町２－３－１	
この頁の小計	513,329				
その他の支出	0				
合計	0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
社用車保険料	13,590	R1.9.26	あいおいニッセイ同和損保㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
電話料金	19,233	R1.9.30	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
携帯通話料	19,161	R1.9.30	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
火災損害保険料	80,270	R1.9.30	三井住友海上火災	船橋市南本町７－１７	
火災損害保険料	36,420	R1.9.30	三井住友海上火災	船橋市南本町７－１７	
西船橋駐車場	13,000	R1.9.30	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
ホームページ維持管理費	32,400	R1.9.30	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
ホームページ維持管理費	32,400	R1.9.30	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
管理費（10月分）	42,075	R1.9.30	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
スマート名簿利用料	21,600	R1.9.30	ファストワークス㈱	浦安市美浜3-10-10	
名簿入力	139,093	R1.9.30	ファストワークス㈱	浦安市美浜3-10-10	
コピー機カウンター料金	20,736	R1.9.30	㈱グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5　6階	
堀江駐車場10月分	47,000	R1.9.30	（有）湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
この頁の小計	516,978				
その他の支出	0				
合計	0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
市川ヒルズ駐車場	20,370	R1.9.30	市川ヒルズ駐車場	市川市柏井町4-312	
家賃	168,300	R1.9.30	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
データ復旧代	34,100	R1.10.8	株式会社バルテックフィールドサービス	船橋市本町２－２－７ 船橋本町プラザビル１Ｆ	
郵便	53,592	R1.10.25	国会内郵便局	千代田区永田町1-7-1	
社用車保険料	13,590	R1.10.28	あいおいニッセイ同和損保㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
郵便	24,484	R1.10.29	日本郵便株式会社	千代田区大手町2-3-1	
電話料金	19,017	R1.10.31	デンワ88（NTTファイナンス）	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯通話料	17,408	R1.10.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
システムメンテナンス料（10月分）	22,000	R1.10.31	ファストワークス㈱	浦安市美浜3-10-10	
管理費（11月分）	42,075	R1.10.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
西船橋駐車場	13,000	R1.10.31	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
コピー機リース料金	20,736	R1.10.31	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
家賃	168,300	R1.10.31	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
この頁の小計	616,972				
その他の支出	0				
合計	0				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分：事務所費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
市川ヒルズ駐車場	20,370	R1.10.31	市川ヒルズ駐車場	市川市柏井町4-312	
堀江駐車場11月分	47,000	R1.10.31	（有）湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
郵便	16,650	R1.11.1	日本郵便株式会社	千代田区大手町2-3-1	
郵便	35,697	R1.11.7	日本郵政株式会社	千代田区大手町2-3-1	
郵便	47,249	R1.11.7	日本郵政株式会社	千代田区大手町2-3-1	
社用車保険料	12,110	R1.11.26	あいおいニッセイ同和損保㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
管理費（12月分）	42,075	R1.11.29	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
システムメンテナンス料（10月分）	22,000	R1.11.29	ファストワークス㈱	浦安市美浜3-10-10	
西船橋駐車場	13,000	R1.11.29	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
家賃	168,300	R1.11.29	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
市川ヒルズ駐車場	20,370	R1.11.29	市川ヒルズ駐車場	市川市柏井町4-312	
堀江駐車場12月分	47,000	R1.11.29	（有）湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
携帯通話料	17,331	R1.12.2	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
この頁の小計	509,152				
その他の支出	0				
合計	0				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳

項目別区分：事務所費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料金	18,958	R1.12.2	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1　シーバンスN館	
コピー機リース料金	20,736	R1.12.2	オリックス㈱	東京都港区浜松町2-4-1　世界貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ	
インターネットセキュリティーサービス料	16,090	R1.12.25	トレンドマイクロ株式会社	東京都渋谷区代々木2-1-1	
西船橋駐車場	13,000	R1.12.25	㈱サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
管理費（1月分）	42,075	R1.12.25	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
スマート名簿基本利用料	22,000	R1.12.25	ファストワークス㈱	浦安市美浜3-10-10	
市川ヒルズ駐車場	20,370	R1.12.25	市川ヒルズ駐車場	市川市柏井町4-312	
堀江駐車場1月分	47,000	R1.12.25	（有）湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
家賃	168,300	R1.12.25	ケイ・ジイ開発㈱	船橋市山野町139-1-502	
社用車保険料	12,110	R1.12.26	あいおいニッセイ同和損保㈱	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
コピー機カウンター料金	26,892	R1.12.27	㈱グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5　6階	
この頁の小計	407,531				
その他の支出	1,504,119				
合計	7,687,015				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交際費	78,840	H31.1.7	船福本店	船橋市本町6-21-1	
交際費	10,970	H31.1.15	しゃぶ葉西船橋店	船橋市山野町160-1	
交際費	23,130	H31.1.21	㈱鉄人化計画船橋店	船橋市本町4-41-29	
交際費	94,479	H31.1.21	天空の風	船橋市金杉町886	
交際費	18,311	H31.2.7	㈱ジョイフル本田HC千葉NT店	印西市牧の原2-1	
交際費	14,040	H31.2.12	デメル・ジャパン　伊勢丹新宿本店	東京都新宿区新宿3-14-1	
交際費	31,500	H31.2.21	黒羽三郎音楽事務所	船橋市西船2-19-1-207	
交際費	42,560	H31.2.27	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
交際費	22,210	H31.3.3	ラ・メゾン　アンソレイユタブル　シャポー船橋店	船橋市本町7-1-1	
交際費	10,800	H31.3.13	エキュート品川　アトリエうかい	東京都港区高輪3-26-27	
交際費	38,984	H31.3.22	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
交際費	13,600	H31.4.18	日本料理　月村	東京都世田谷区下馬5-7-14	
交際費	51,240	R1.6.9	力助寿司	船橋市前原東5-16-13	
この頁の小計	450,664				
その他の支出	0				
合計	0				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交際費	109,817	R1.6.10	稲荷屋	船橋市本町1-12-12	
交際費	94,093	R1.6.15	稲荷屋	船橋市本町1-12-12	
交際費	41,544	R1.7.15	食ックダイニング　酒日。	船橋市本町2-29-6 興和第一ビル　1F	
交際費	62,710	R1.7.18	AGIO柏店	千葉県柏市末広町1-1 柏高島屋ステーションモール7階	
交際費	14,267	R1.7.25	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
交際費	58,245	R1.7.31	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
交際費	19,215	R1.8.19	しゃぶ葉 西船橋	船橋市山野町１６０－１	
交際費	16,926	R1.8.20	ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
交際費	12,902	R1.8.24	築地食堂　源ちゃん	船橋市本町１－３－１	
交際費	13,580	R1.9.6	(有)鳥ぎん	東京都中央区銀座5-5-7	
交際費	44,000	R1.9.12	SFPダイニング株式会社 鳥良	東京都世田谷区玉川2-21-1 二子玉川ライズ・オフィス	
交際費	24,840	R1.9.17	株式会社三越伊勢丹	東京都中央区日本橋室町1-4-1	
この頁の小計	512,139				
その他の支出	0				
合計	0				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交際費	24,840	R1.9.17	株式会社三越伊勢丹	東京都中央区日本橋室町1-4-1	
交際費	167,475	R1.9.30	(有)東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
交際費	14,300	R1.10.10	株式会社三越伊勢丹　洋食器バカラ	東京都中央区日本橋室町1-4-1	
交際費	16,546	R1.10.16	福の花溜池山王店	東京都港区赤坂2-9-5松屋ビルB1・1F	
交際費	12,771	R1.10.24	鉄板焼　天　銀座8丁目店	東京都中央区銀座8-8-8	
交際費	10,224	R1.11.15	酒.com前原本店	船橋市前原東4-13-3	
交際費	13,453	R1.11.29	焼肉 大惣	船橋市西船4-25-5	
交際費	16,000	R1.12.5	日本料理月村	東京都世田谷区下馬5-7-14	
交際費	26,540	R1.12.6	東千葉カントリークラブ	東金市滝503	
交際費	12,000	R1.12.11	株式会社鉄道会館	東京都千代田区丸の内1-6-1丸の内センタービルディング9F	
交際費	12,000	R1.12.11	株式会社鉄道会館	東京都千代田区丸の内1-6-1丸の内センタービルディング9F	
交際費	48,000	R1.12.19	餃子酒場　船橋店	船橋市本町4-44-25	
交際費	80,000	R1.12.25	㈱ニューオータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
この頁の小計	454,149				
その他の支出	0				
合計	0				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交際費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交際費			12,	496	R1.12.25	（有）東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
交際費			17,	600	R1.12.27	サンタマリア・ノヴェッラ丸の内	東京都千代田区丸の内1-5-1	
この頁の小計			30,	096				
その他の支出			867,	690				
合計			2, 314,	738				

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1 組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （渉外費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費	15,000	H31.1.7	㈱千葉日報社	千葉市中央区中央4-14-10	
会費	12,000	H31.1.19	千葉県豆腐商工組合船橋支部	船橋市丸山1-8-36	
会費	12,000	H31.1.22	千葉県美容業環境衛生同業組合船橋支部	船橋市飯山満町	
会費	20,000	H31.1.25	㈱ティーエスケー	船橋市高瀬町31-3	
会費	12,000	H31.2.1	実践倫理宏正会	船橋市西習志野2-24	
会費	15,000	H31.2.2	千葉県豆腐商工組合	千葉市美浜区高浜2-2-1	
会費	20,000	H31.2.10	自由民主党千葉県市川市第五支部	市川市鬼越2-5-8	
会費	20,000	H31.2.18	強い福島を創る会	東京都千代田区永田町2-1-2　衆議院第二議員会館1111号室	
会費	15,000	H31.3.3	傘の会	船橋市湊町1-14-17	
会費	20,000	H31.3.4	さいとう健君に夢を託す会	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館822号室	
会費	15,000	H31.3.11	神道政治連盟	千葉市中央区都町1117-23	
会費	30,000	H31.3.13	千葉県自民党秘書会事務局	千葉市中央区市場町2-13	
会費	20,000	H31.3.14	衆議院議員　しげもと護君を育てる会	京都府京都市左京区下鴨高木町9福助ビル1階	
この頁の小計	226,000				
その他の支出	0				
合計	0				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） （1） 組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （渉外費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費	15,000	H31.3.19	世界平和女性連合	東京都目黒区東山3-1-11	
会費	30,000	H31.3.28	自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉市中央区市場町2-13	
会費	96,000	H31.3.28	船橋中央ライオンズクラブ	船橋市本町1-10-10　船橋商工会議所5階	
会費	20,000	R1.5.8	日本の夢創造機構	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館1208号室	
会費	20,000	R1.5.9	山東昭子の会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館310号室	
会費	20,000	R1.5.13	佐藤正久後援会	東京都新宿区市谷本村町3-20　新盛堂ビル4F	
会費	20,000	R1.5.15	日本政治学会	東京都新宿区山吹町358-5	
会費	20,000	R1.5.15	中曽根康隆君の活躍に期待する会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館923号室	
会費	80,000	R1.5.24	船橋市自衛隊協力会	船橋市薬園台3-20-1　習志野駐屯地	
会費	20,000	R1.5.24	日本みらい研究所	神奈川県横浜市青葉区つつじが丘10-20ラポール若野２Ｆ	
会費	20,000	R1.5.29	現代日本研究会	東京都千代田区永田町2-1-1　参議院議員会館1105号室	
会費	20,000	R1.5.29	泉田裕彦政治経済防災研究会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館914号室	
会費	20,000	R1.6.6	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	八千代市大和田新田310	
この頁の小計	401,000				
その他の支出	0				
合計	0				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1 組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （渉外費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億 百万 千 円				
会費	20,000	R1.6.12	自由民主党千葉県第十三選挙区支部	印西市木下南2-10-9	
会費	20,000	R1.6.14	高木けい君と国政を語る会	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館310号室	
会費	20,000	R1.6.17	政経良友会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館521号室	
会費	20,000	R1.6.25	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉市中央区市場町2-13	
会費	20,000	R1.6.30	自由民主党奈良県第一選挙区支部	奈良県奈良市西大寺南町　南町ビル3F	
会費	20,000	R1.7.13	川井ようき後援会	船橋市馬込町1176-6	
会費	20,000	R1.7.31	衆議院議員城内実君と語る会	浜松市北区初生町691-1	
御奉納	30,000	R1.9.2	靖国神社社務所	東京都千代田区九段北3-1-1	
会費	30,000	R1.9.10	金田中	東京都中央区銀座7－18－17	
会費	20,000	R1.9.17	自見はなこ次世代の医療政策を考える会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館504号室	
会費	20,000	R1.9.30	自由民主党千葉県参議院選挙区第七支部	千葉市中央区中央4-12-12	
会費	15,000	R1.10.5	藤代孝七氏旭日中綬章受章を祝う会	船橋市古和釜町276	
会費	20,000	R1.10.7	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	八千代市大和田新田310	
この頁の小計	275,000				
その他の支出	0				
合計	0				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （渉外費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費	20,000	R1.10.9	現代日本研究会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院第2議員会館1105号室	
会費	20,000	R1.10.17	自由民主党千葉県第8選挙区支部	柏市正連寺373-3	
会費	20,000	R1.10.21	一般社会法人千葉県建築士会	千葉市中央区中央4-8-6	
会費	20,000	R1.10.28	「河野太郎と21世紀の日本を語る会」事務局	神奈川県平塚市八重咲町26-8	
会費	20,000	R1.11.5	社会保障政策懇話会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館902号室	
会費	36,000	R1.11.7	国際ソロプチミスト船橋	船橋市本町7-11-1	
会費	20,000	R1.11.7	金子俊平君と語る会事務局	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館913号室	
会費	20,000	R1.11.7	衆議院議員そのうら健太郎君を励ます会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館321号室	
会費	20,000	R1.11.7	衆議院議員にしだ昭二君を励ます会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館523号室	
会費	20,000	R1.11.10	船橋市グラウンド・ゴルフ協会	船橋市高根台4-32-1	
会費	20,000	R1.11.11	「おおくま和英君を励ます会」	大阪府高槻市紺屋町1-1グリーンプラザたかつき1号館1F	
会費	20,000	R1.11.11	朝日健太郎と輝く日本をつくる会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館620号室	
会費	20,000	R1.11.18	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉市中央区市場町2-13	
この頁の小計	276,000				
その他の支出	0				
合計	0				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （渉外費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費			20	000	R1.11.18	とかしきなおみ君を育てる会	吹田市高浜町9-16	
会費			20	000	R1.11.19	城内実君と明日の日本を語る会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館623号室	
会費			20	000	R1.11.20	政経創造研究会	徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓247-1	
会費			20	000	R1.11.22	高村正大君を囲む会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館701号室	
会費			20	000	R1.11.25	至幸会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第2議員会館315号室	
会費			20	000	R1.11.27	衆議院議員松野ひろかず君を励ます会	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第1議員会館502号室	
会費			26	000	R1.12.1	船橋さざんかライオンズクラブ	船橋市前原西２－１０－１３	
会費			20	000	R1.12.4	片山さつき後援会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館420号室	
会費			20	000	R1.12.9	伸葉会	大網白里市大網155	
会費			20	000	R1.12.11	本田太郎政策研究所	京都府宮津市鶴賀2109-19	
会費			20	000	R1.12.12	牧原秀樹君を励ます会事務局	東京都千代田区永田町2-2-1-1116	
会費			20	000	R1.12.18	21世紀の政治経済を考える会	東京都千代田区永田町2-2-1-613	
会費			123	000	R1.12.25	船橋中央ライオンズクラブ	船橋市本町1-10-10　船橋商工会議所5階	
この頁の小計			369	000				
その他の支出				0				
合計				0				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1 組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （渉外費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会費	15,000	R1.12.25	千葉日報賀詞交換会	千葉市中央区中央4-14-10	
この頁の小計	15,000				
その他の支出	1,695,900				
合計	3,257,900				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交通費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ETC代	67,630	H31.1.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代	27,310	H31.1.4	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代	75,570	H31.2.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代	21,110	H31.2.4	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代	61,450	H31.3.4	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代	31,140	H31.3.4	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代	87,350	H31.4.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代	23,680	H31.4.4	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代	84,380	R1.5.7	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代	27,530	R1.5.7	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代	82,590	R1.6.3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代	41,320	R1.6.4	セゾン(株)クレディセゾン)	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
この頁の小計	631,060	✓			
その他の支出					
合計					

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （交通費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ETC代	39,040	R1.7.4	セゾン(株)クレディセゾン）	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代	96,260	R1.8.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代	28,150	R1.8.5	セゾン(株)クレディセゾン）	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
交通費	18,770	R1.8.18	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木2-2-2	
ETC代	83,370	R1.9.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代	39,420	R1.9.4	セゾン(株)クレディセゾン）	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代	48,130	R1.10.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代	34,440	R1.10.4	セゾン(株)クレディセゾン）	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代	34,360	R1.11.5	セゾン(株)クレディセゾン）	東京都豊島区東池袋3-1-1　サンシャイン60	
ETC代	85,960	R1.11.5	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
タクシー代	10,710	R1.11.6	kmグループ　森永タクシー株式会社	東京都葛飾区東立石2-24-11	
ETC代	103,410	R1.12.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
この頁の小計	622,020				
その他の支出	982,997				
合計	2,236,077				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） （1）組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （大会費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
自由民主党千葉県第四選挙区支部総決起大会案内送付代	421,476	R1.5.27	船橋郵便局	船橋市南本町７－１７	
自由民主党千葉県第四選挙区支部総決起大会案内送付代	383,904	R1.5.27	船橋郵便局	船橋市南本町７－１７	
総決起大会会場代	1,466,678	R1.7.31	船橋グランドホテル	船橋市本町7-11-1	

この頁の小計	2,272,058
その他の支出	
合計	2,272,058

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○) 1．組織活動費　5．その他の事業費 (2) 選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (選挙関係費)

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
為書き発送料	30,158	H31.2.1	ヤマト運輸㈱湊町C	船橋市浜町3-3-2	
為書き発送料	34,025	H31.2.1	ヤマト運輸㈱湊町C	船橋市浜町3-3-2	
為書き発送料	10,888	H31.3.5	ヤマト運輸㈱湊町C	船橋市浜町3-3-2	
為書き発送料	20,415	H31.3.13	ヤマト運輸㈱湊町C	船橋市浜町3-3-2	
為書き発送料	13,610	H31.3.15	ヤマト運輸㈱湊町C	船橋市浜町3-3-2	
この頁の小計	109,096				
その他の支出	13,292				
合計	122,388				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 (4)．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝事業費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
撮影費	35,000	H31.1.9	石橋絵	千葉県浦安市猫実1-14-25	
チラシ代	11,048	H31.1.10	㈱ネットプロテクションズ	東京都千代田区麹町4-2-6	
ポスター作成費	64,800	H31.1.31	オールプリント	船橋市海神町3-309-1	
ホームページ維持管理費	32,400	H31.1.31	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
ポスター作成費	37,800	H31.2.27	オールプリント	船橋市海神町3-309-1	
ホームページ維持管理費・自由民主折込代	707,616	H31.2.28	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
印刷費	875,610	H31.2.28	（株）パーシモン	世田谷区用賀5-5-24	
チラシ代	17,302	H31.3.5	㈱ネットプロテクションズ	東京都千代田区麹町4-2-6	
ポスター代	66,960	H31.3.25	ALL　PRINT	船橋市海神町3-309-1	
ホームページ維持管理費	32,400	H31.3.28	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
チラシ代	48,276	H31.4.9	㈱ネットプロテクションズ	東京都千代田区麹町4-2-6	
撮影費	59,400	H31.4.12	石橋　絵	千葉県浦安市猫実1-14-25	
ホームページ維持管理費	32,400	H31.4.26	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
この頁の小計	2,021,012				
その他の支出					
合計					

→ ※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 (4.)宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝事業費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ホームページ維持管理費	32,400	R1.5.31	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
写真撮影代	76,680	R1.6.17	(有)ディーバ・ユニゾン	文京区千駄木2-15-7	
ポスティング費	100,000	R1.6.26	坂下昌徳	市川市国分1-3-3	
ホームページ維持管理費	32,400	R1.6.28	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
印刷費	300,780	R1.6.28	（株）パーシモン	世田谷区用賀5-5-24	
印刷代	985,230	R1.6.28	㈱総合印刷新報社	船橋市高瀬町32	
封入作業費	64,950	R1.6.28	一般社団法人長春会	船橋市前原東1-16-1	
チラシ封入作業・配送料	805,380	R1.6.28	一般財団法人長春会	船橋市前原東1-16-1	
ポスティング	243,000	R1.7.24	（株）ジーエムピー	東京都千代田区神田神保町1-13	
宣伝事業費	19,710	R1.9.3	株式会社ネットプロテクションズ	東京都千代田区麹町4-2-6	
自由民主党広報板	65,221	R1.9.30	株式会社コーエー	茨城県取手市清水747	
掲示板・シール	313,200	R1.9.30	株式会社プラジイ	船橋市旭町3-22-3	
ポスター印刷代	794,880	R1.9.30	㈱総合印刷新報社	船橋市高瀬町32	
この頁の小計	3,833,831				
その他の支出					
合計					

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 (4.) 宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （宣伝事業費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
チラシ封入作業・配送料	864,158	R1.11.11	一般財団法人長春会理事長 長井孝祐	船橋市前原西2-21-14	
自由民主党　広報誌	215,050	R1.11.29	㈱パーシモン	東京都世田谷区上用賀5-25-24	
チラシ代（10月分）	57,827	R1.11.29	㈱ネットプロテクションズ	東京都中央区銀座1-10-6	
ホームページ維持管理費（２ヶ月分）	65,400	R1.11.29	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
ホームページ維持管理費	33,000	R1.12.25	アドユニバース㈱	千葉市中央区新千葉3-1-7	
この頁の小計	1,235,435				
その他の支出	60,908				
合計	7,151,186				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（2）政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （寄附・交付金）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	100,000	R1.7.4	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	八千代市大和田新田310	
交付金	100,000	R1.7.4	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	千葉市中央区市場町2-13	
寄附金	576,000	R1.9.30	新時代社会システム研究会	銚子市余山町556	
この頁の小計	776,000				
その他の支出					
合計	776,000				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-2）

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	政治資金パーティー開催事業費 （パーティーの名称： 木村てつや君を励ます会 ）			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
印刷物作成代	405,000	R1.9.30	アドユニバース㈱	千葉県千葉市中央区新千葉3-1-7	
クオカード	265,770	R1.10.24	㈱クオカード	東京都中央区日本橋本町2-4-1	
クオカード	53,770	R1.11.18	㈱クオカード	東京都中央区日本橋本町2-4-1	
花代	11,000	R1.11.29	かな	船橋市三山9−10−13	
会場代	1,701,982	R1.12.25	船橋グランドホテル	船橋市本町7-11-1	
この頁の小計	2,437,522				
その他の支出	1,650				
900 合計	2,439,172				

※1　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2　複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

注意 (1) 本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

	支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
	交付金	100,000	R1.7.4	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	八千代市大和田新田310	
	交付金	100,000	R1.7.4	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉市中央区市場長2-13	
	寄付金	576,000	R1.9.30	新時代社会システム研究会	銚子市余山町556	
800	この頁の小計	776,000				
900	合計	776,000				

（その17）

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 88 ※注(3)参照	無	備考
ア　土地	0	1	0	☐	☑	
イ　建物	0	2	0	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	0	5	0	☐	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑	
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☐	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること

全団体必要

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑領収書等の写し

☑政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　2　年　5　月　28　日

政治団体の名称　**自由民主党千葉県第四選挙区支部**

会計責任者の氏名　**田草川　勇**　印

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　印）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和　2年　5月26日

自由民主党千葉県第四選挙区支部
　代表　木村　哲也　殿

登録政治資金監査人　松井　克己
登　録　番　号　第　4833　号
研修修了年月日　平成27年3月19日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党千葉県第四選挙区支部の令和元年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、自由民主党千葉県第四選挙区支部の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

自由民主党千葉県第四選挙区支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党千葉県第四選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上